

審 査 基 準

令和4年5月13日

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：運転免許課へ申請した場合は当日、大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署及び鶴来、穴水、能登の各庁舎へ申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課免許係又は大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署交通課若しくは鶴来、穴水、能登の各庁舎
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部 運転免許課免許係 (電話 076-238-5901 内線 316)
備 考：